

オンライン居場所づくり事業における質問事項に対する回答

	項目	質問概要	回答
1	実施体制	仕様書5-(2)について業務責任者を1名以上配置するよう記載されているが、同等の役職を2名配置することは問題ないか。	委託料の上限額の範囲内で配置いただければ問題ありません。
2	業務委託内容 (情報提供支援)	仕様書6-(1)-ウについて、地域資源や社会資源、市の支援制度やサービス内容の紹介のため、メタバース上に画像や動画を貼り出すことを想定しているが、情報提供用のデータ(画像や動画等)を市から提供してもらうことは可能か。	市が保有する既存のデータ等であれば提供可能です。
3	業務委託内容 (イベント企画・実施)	仕様書6-(1)-エについて、事業者等が企画する交流イベント等の開催に際して、事前に市への承諾は必要か。	市への事前承諾は必要です。
4	業務委託内容 (社会参加)	仕様書6-(2)について、メタバース内で参加者への相談支援を進める中で、社会参加に繋げるために、市の職員や相談支援事業者等がメタバース内に参加し、参加者を対面型支援等へ促すような支援はしてくれるのか。また、市は、メタバースからリアルな社会へどのように繋げることを想定しているのか。	原則として、本居場所での相談対応は受託事業者にて実施されるべきものですが、催しの内容によって必要な場合は、市職員がメタバースに参加し、制度や事業等の案内を行うことが可能です。 また、オンラインからリアルな社会に繋がられるような支援とは、参加者への相談支援を通して、リアルな社会への参加を希望している場合等に、尼崎市南北しごとくらしサポートセンターへの対面相談への案内、ひきこもり等支援事業の受託事業者のアウトリーチ支援への案内、ひきこもり当事者の居場所や家族交流会への参加案内等、既存の事業へ繋がられるよう支援することを想定しています。
5	業務委託内容 (利用ルールの策定)	仕様書6-(3)について、参加者による悪質な誹謗中傷等の迷惑行為が発生した場合は、当該参加者を居場所から強制退避させてよいか。また、対処内容について、市へ報告した後のしかるべき処置は市の方で対応していただくという認識でよいか。	利用ルールを策定し、周知したにもかかわらず、悪質な誹謗中傷等の迷惑行為があり、迷惑行為に対する再三の注意喚起や退室指示等を聞き入れない場合には、違反時の措置として強制退避や利用制限等を検討してください。なお、基本的にはその後の対応も受託事業者にて対応するものとなりますが、市も連携して対応します。トラブル発生時の対応フローの整備をお願いします。
6	業務委託内容 (個別支援記録シートの作成)	仕様書6-(5)について、個別支援記録シートの作成を行う担当者は、ひきこもり等の支援の見解や経験があれば、厚生労働省が規定する実務経験を有する相談員の資格を有しないものでも可能か。	可能です。
7	業務委託内容 (アンケートの実施)	仕様書6-(6)について、参加後のアンケートは紙媒体ではなくGoogleフォームを使っても構わないか。また、尼崎市へアンケート結果を提出する際は、Googleフォームで集計したエクセルデータの提出でよいか。	セキュリティ上問題なければGoogleフォームでのアンケート実施を可とします。また、提出もエクセルデータで構いません。なお、個人が特定できないアンケート内容にするなど、十分配慮いただきますようよろしくお願いいたします。
8	業務委託内容 (広報関係)	仕様書6-(7)について、SNSやチラシ等で広報を行ううえで、尼崎市が想定する参加者数の通算概算人数はどの程度か。	1回の居場所等で5～6人程度を想定しており、1年間の通算概算人数としては120～150人程度を想定しています。(月2回以上の開催を想定)
9	個人情報の保護	仕様書7-(3)について、イベント開催における周知を行う上で、尼崎市が把握しているひきこもり相談者の情報を総合行政ネットワークを介して情報提供いただくことは可能か。情報提供が困難な場合、ひきこもり等の相談者に対して市から参加への促しはしてもらえるのか。	ひきこもり等支援事業における相談者とオンライン居場所の参加者が必ずしも一致するものではないため、相談者の情報を提供することはできません。 なお、相談者に対して、オンライン居場所への参加案内は市及びひきこもり等支援事業の受託事業者と行ってまいります。
10	応募書類	募集要項8-(4)について、(2)の企画提案書(任意様式)の中にも事業実施体制について明示を求められているが、両項目において記載すべき内容に違いはあるのか。	特に違いはありません。
11	応募書類	募集要項8-(8)について、水道料金が契約物件の賃貸料等に含まれており、特に水道料金の支払いがない場合には、どういう書類を提出すればよいか。	必要な支払いを滞納していないことを確認するために提出を求めていることから、貸主からの滞納がない旨の証明(様式不問)により確認を行います。なお、貸主の確認ができる賃貸借契約書の写し等も併せてご提出ください。